



## 労組周辺動向 No.30

2018年3月9日現在

### 1. 法・政策

#### (1) 自民党が教員の残業抑制へ、給与の仕組みを議論

教員の長時間労働は給与に関する法律が一因になっているとして、自民党教育再生実行本部（馳浩本部長）が改善方法の議論を始めた。焦点の一つは残業代を出さない代わりに、給料の4%を上乗せして支給する仕組みだ。

現状と法律のギャップが問題となる一方、上乗せ額を実態に合わせると国だけで年間3千億円以上の予算が追加が必要とされる。このため、抜本的な見直しよりも、勤務時間の上限規制などの議論を優先させる見通しだ。

#### (2) 厚生年金・健康・労働・雇用…保険手続き1回で

厚生労働省は、2019年度から厚生年金、健康、労働、雇用の各種保険の手続き様式を統一する方針を固めた。

現行は年金事務所や労働基準監督署などに分かれている届け出先も、ワンストップ受付窓口を設置する。手続きの電子申請化とあわせて推進し、事業者の負担軽減を図る。

#### (3) 職場のパワハラ対策、法制化するか

職場のパワーハラスメント（パワハラ）対策を話し合う厚生労働省の有識者検討会がヤマ場を迎えている。議論の焦点は、パワハラ防止策を法律で企業に義務づけるかどうかだ。労働側の委員は法制化を強く求めているが、経営の足かせになることを恐れる使用者側は慎重な姿勢を崩していない。

「第8回 職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会 配布資料」は以下から（日本語）。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000194798.html>

### 2. 法違反・闘い

#### (1) 山形大学：クーリングを利用した無期転換回避の指示文書

山形大学が2013年、クーリングを利用し無期雇用への転換を避けるよう指示する文書

を各学部などに送っていたことが分かった。

大学側は「クーリングを無期転換回避に利用する意図はなかった」としている。

教職員の有期雇用期間を最長5年と変更するなどした就業規則改正の際、意見を聞く労働者代表の選定手続きに労働基準法違反があったとして、学長ら大学幹部2人が山形労基署に告発された。

## (2) 理化学研究所が雇い止めを一部職員撤回

理化学研究所が有期契約の職員を最長5年で雇い止めにする規則を設けている問題で、理研が一部の職員をこの規則の対象から外すと職員に伝えたことがわかった。

一方、2016年4月以降に採用した約850人については最長5年で雇い止めにする方針を変えていない。

## (3) 日産の不当労働行為認定：派遣労働者の所属労組と団交拒否

神奈川県労働委員会は2月27日、日産自動車（横浜市）が元派遣社員3人の所属する労働組合との団体交渉に応じなかったのは不当労働行為に当たると認定し救済命令を出した。県労働委員会は日産が使用者だと認め、同社に団交に応じることなどを命令した。県労働委員会によると、派遣先を使用者と認めるのは珍しいという。

## (4) 異動拒否の解雇は無効—大阪地方裁判所

国立循環器病研究センターの異動命令を拒否したために解雇されたのは不当だとして、職員だった府内の50代男性が職員としての地位確認などを同センターに求めた訴訟の判決で、大阪地裁は7日、解雇を無効と認め、未払い分の給与や賞与の支払いを命じた。

裁判長は判決理由で、男性の妻に精神疾患があり、自殺未遂を起こすなど症状が深刻と判断。「異動に従えば環境の変化で重大な事態になる可能性が十分に想定できた」と指摘し、男性が異動を拒否した動機は不当ではなく、センターは人事権や懲戒権を乱用したと結論付けた。

## (5) 正社員との待遇格差で最高裁が初の判断へ

正社員と契約社員などとの待遇の違いが労働契約法で禁止されている不合理な格差にあたるかどうか争われた2件の裁判で、最高裁判所は4月に双方の主張を聞く弁論を開くことを決めた。最高裁は、どのような待遇の違いが不合理な格差にあたるのか、初めての判断を示すものと見られる。

労働契約法の20条で、有期雇用の契約社員などと正社員との間で待遇に不合理な格差を設けることが禁じられている点をめぐって、横浜市の運送会社と浜松市の物流会社の嘱託社員や契約社員が同一の待遇を求めてそれぞれ起こした2件の裁判で、最高裁判所第2小法廷は、4月20日と23日に双方の主張を聞く弁論を開くことを決めた。

最高裁の判断は、いわゆる「同一労働同一賃金」をめぐる議論に影響を与える可能性もある

#### (6) 雇い止め 無期転換逃れ 長崎県立大が撤回 労働局指摘

繰り返し有期契約を更新して働く非正規職員2人を今春で雇い止めする方針を示した長崎県立大が、長崎労働局から「社会通念上認められない」との指摘を受け、雇い止めを撤回したことが分かった。2人は、契約が更新されれば、契約期間が通算5年を超えた非正規労働者が期間の定めのない無期契約に替われる「無期転換ルール」の適用対象だった。

しかし大学側は昨年10月、2人に雇い止めの方針を伝える一方「県立大での通算雇用期間が5年を超えない」との条件で新たなSEを募集。2人は「無期転換逃れだ」として大学に雇い止めの撤回を求め、労働局に大学への指導を求めた。

労働局が昨年12月に大学に示した文書によると、労働局は2人が繰り返し契約更新されてきた上、大学が新規募集で「通算雇用期間が5年を超えない」との条件を付けた点などを踏まえ「雇い止めは客観的に合理的理由を欠き、社会通念上相当と認められない」と判断。「無期転換ルールを避ける目的での運用は厳に慎むよう求める」と指摘した。

大学はこの文書を受け、2人を4月以降も雇用し、他の非正規の事務職員らについても通算5年としていた契約期間の上限を事実上撤廃する。

#### (7) 育休・介護休暇で昇格できない！？ 大阪市職員は10年も前から…

大阪市では教諭が昇格するための選考の条件に、「育児休業や介護休暇を年45日以上取得すると選考対象外」とされていたことが問題になっており、さらにこの議論の最中に新たな問題が発覚した。教職員には同じ条件が10年前から昇格試験に課されていたのだ。

大阪市の吉村市長はこの制度の要綱を見直す方針を示した。

### **3. 情勢・統計**

#### (1) 看護師試験の監督員がイスラム教徒女性のスカーフめくる

全国で行われた看護師国家試験で、経済連携協定（EPA）で来日したイスラム教徒の女性受験者に対し、監督員が頭部を覆うスカーフを不正行為防止のためとしてめくり上げるなどしていたことが分かった。厚生労働省は今回初めて試験運営を民間会社に委託しており、「不適切な対応だった」として2月23日、この会社に謝罪文を約400人の受験者全員に送るよう指示した。

#### (2) LGBTカップル公認へ 福岡市が2018年度に導入

福岡市は、性的少数者（LGBT）のカップルをパートナーとして公認する「パートナーシップ宣誓制度」を2018年度から導入する方針を明らかにした。カップルの戸籍上の

性別は問わない。政令市では札幌に続き2市目となる。

カップルが宣誓書に署名して市に提出し、受領証を受け取る仕組み。婚姻届のように法的な権利や義務は生じないが、カップルとしての市営住宅への入居や、市民病院で親族の同意が必要な治療を受ける際などに活用が期待されるという。

市は、心と体の性が一致しない人らに配慮。同性だけではなく、異性同士のカップルも対象とする。LGBTの相談窓口の設置や交流会の開催などの支援策にも取り組む考えで、制度の詳細を検討している。

### (3) 国籍差別解消を明記、苦情も処理 世田谷区で条例成立へ

国籍・民族の違いによる差別や性的少数者への差別の解消を明記した東京都世田谷区の条例案が、26日の委員会で可決された。3月2日の本会議で可決、成立する見通し。罰則はないが、区民が申し立てた苦情を調査する苦情処理委員会を設ける。

「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」（骨子案）は以下（日本語）。

[http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/107/157/801/d00156498\\_d/fil/1708093-2.txt](http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/107/157/801/d00156498_d/fil/1708093-2.txt)

### (4) 女性の給与、微増 正社員と非正社員の差は拡大

厚生労働省が2月28日発表した2017年の賃金構造基本統計調査で、フルタイムで働く女性の所定内給与の平均が前年より0.6%多い246,100円となり、4年連続で過去最高を更新した。一方、非正規で働く女性が増えた影響で、正社員と非正社員の賃金格差は前年より広がった。

「平成29年賃金構造基本統計調査 結果の概況」は以下から（日本語）。

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z2017/index.html>

### (5) 全1,741市区町村の75%で外国人が増加

人口減少が深刻化する一方で日本に住む外国人は去年までの4年間で全国の約75%の市区町村で増加していることが分かった。大都市部だけでなく地方でも急速に増えている。専門家は「日本では外国人はいずれ帰国する人というイメージがあるが、永住者もコンスタントに増えていて日本社会にとって貴重な一員となっている。今後は、日本社会として日本人と外国人を共生する社会をどう作っていくのか、労働力としてだけでなく社会全体の中での外国人の存在を位置づけていくことが必要だ」と指摘している。

### (6) 名古屋市が2021年度から全市立小学校の部活動廃止へ

名古屋市教育委員会は3月5日、全市立小学校で実施している部活動を2020年度限りで廃止する方針を表明した。教員の長時間労働が問題になるなか、現場の負担軽減を図る。2021年度以降は、教員が携わらない形で何らかの活動を続けるという。